

437-1612
静岡県御前崎市池新田
5585番地



100198916

御前崎 太郎 様



静岡県御前崎市市長

12155

1

令和 6 年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援分）支給要件確認書

本確認書について、令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり
支給要件を確認させていただきます。

- 1 内容を確認してください。そして、令和 6 年 10 月 31 日（木）までにこの確認書を返送してください。（必着）

支 給 方 法 口座
支 給 日 確認書を受領した日から 3 週間以内
支 給 口 座 静岡銀行 御前崎中央支店 普通 001**** オマエザキ タロウ
支 給 額 100,000 円

※①～④の内容を必ず確認して
ください。
1 つでもチェックが無い場合
は、支給対象外です。

- 2 内容を確認の上、口にしを記入してください

重要

- ☐ ①令和 5 年度住民税所得割が課されている世帯である。
☐ ②世帯の全員が、令和 6 年度住民税所得割が非課税である。
☐ ③世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ④世帯の中に令和 6 年度住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①～④のすべてにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか 1 つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われ

- ・確認欄①～④にチェックが入らない
- ・租税条約の届け出により住民税の免除を受けている
- ・給付金の受給を辞退する

上記に該当する場合は口にしを記入し、返送してください

※上記の回答期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われ
ない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

- 3 世帯主の氏名・記入日・連絡先を記入してください

【 私の世帯は給付金の受給を希望しません ☐ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が
空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のな

青枠に記載の口座に支給を希望される方は
これで記入は終わりです

☐ 上記口座に代えて（又は上記口座が空欄の場合）、下記の口座

- 4 青枠に記載の口座と別の口座を指定する場合は、
こちらも記入してください

金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
銀行 農協 信組 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普 通 2. 当 座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による振込取りができない方は、御前崎市役所福祉課（臨時特別給付金専用ダイヤル0537-29-5157）までお問い合わせください。

（注意）振込口座は原則世帯主名義のものとしてください。

通帳（もしくはキャッシュカード）と本人確認書類のコピーを添付してください。